

【職場環境要件の周知方法について】

賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組みについて、下記の通りホームページで公表致します。

1、入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための政策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

2、資格向上のキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入
- ・エルダーメンター制度等導入
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

3、両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の

希望の即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

- ・有休休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的を確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる

4、腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者党も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員の為の休憩室の設置等健康管理の対策
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

5、生産性向上のための取組

- ・現場の課題の見える化を実施している
- ・5S活動
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

5、やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

- ・ 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機械の提供